

11 社会基盤施設の整備及び老朽化対策に対する支援について

国民生活や経済・社会活動を支える社会基盤施設の整備は、強力に推進していかなければならない。特に道路の整備は地方創生、国土強靱化及び生産性向上を実現する上で不可欠なものであることから、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

(以下、道路財特法)によって、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の嵩上げ措置が行われてきたところである。この嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、国道や都道府県道等の補助率等が平成30年度から低減されることは、財政力の弱い地方公共団体にとって死活問題であり、道路整備の停滞を招くものである。

同時に、我が国の社会基盤施設は高度成長期に集中的に整備された経緯から急速に高齢化が進んでおり、建設後50年を経過する施設が、平成45年には道路橋の約67%、トンネルの約50%、河川管理施設(水門等)の約64%に達する見込みであるなど、その対策が急務となっている。適切かつ計画的な維持管理・更新を進めて行くための財源及び予算を確保することが地方公共団体にとって大きな課題となっており、その一環として、道路と農業水利施設については平成29年度に「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、老朽化対策の推進に係る地方負担の軽減が図られたところであるが、その他社会基盤施設の老朽化対策については適用外となっている。

これらを踏まえ、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

1 道路財特法の規定による特別措置の期限延長と拡充

地方創生推進のために真に必要な道路整備の財源及び予算を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を含め必要な措置を講じる

こと。特に、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

2 社会基盤施設の老朽化対策に必要な財源の確保

維持管理・更新に必要な財源及び予算を確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の社会基盤施設全般への対象拡大など、地方への財政支援の拡充を図ること。